

介護保険 住宅改修の手引き



防府市

目次

1	住宅改修の概要	3 ページ
2	住宅改修費支給の要件	3 ページ
3	支給限度基準額	3 ページ
4	住宅改修の種類	4 ページ
5	支給可能額算定の例外に係る取扱い	5 ページ
6	支払方法	6 ページ
7	住宅改修の流れ	7 ページ
8	事前申請	8 ページ
9	事後申請	10 ページ
10	生活保護受給者の住宅改修の流れ	11 ページ
11	留意点	12 ページ

1 住宅改修の概要

在宅の要介護（要支援）者の住環境を整えることで、低下した心身機能を補うだけでなく、転倒事故等による要介護度の重度化を防ぎ、できるだけ自宅で自立した生活を続けるための重要な役割をもつサービスです。防府市（以下、「市」という。）が要介護（要支援）者の心身の状況や住宅の状況等から必要と認めた場合に限り介護保険給付の対象となります。

2 住宅改修費支給の要件

次の要件をすべて満たす必要があります。また、事前申請のお手続きをしないまま、工事を着工した場合は支給対象となりませんのでご注意ください。

- 要支援 1・2 または 要介護 1～5 の認定を受けている防府市の被保険者
- 認定有効期間内であること
 - ※要支援・要介護認定の申請前、または要介護認定有効期間外に住宅改修を行った場合は、支給対象外
 - ※要支援・要介護認定の申請中に住宅改修を行った場合は、認定後の支給
なお、認定が非該当となった場合は支給対象外
- 住所地の住宅で、在宅であること
 - ※入院中または入所中に住宅改修を行う場合は、退院退所し在宅に返ることが条件
- 住宅改修の着工前に、市に事前申請し受理されていること
 - ※申請に関する詳細は、7 ページ以降を参照

3 支給限度基準額

居宅介護（介護予防）住宅改修費支給限度基準額：20 万円

要介護状態区分にかかわらず、要介護（要支援）者一人当たり 20 万円が支給対象の上限です。支給限度基準額の範囲内で対象となる工事費用の 9 割（8 割・7 割）を支給します。被保険者は、支給限度額までの範囲内で対象となる工事費用の 1 割（2 割・3 割）が自己負担です。

※20 万円を超える工事を行った場合、超えた部分については全額自己負担となります。

4 住宅改修の種類

厚生労働省が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は生活導線上にある次のものです。

種類	内容
①手すりの取付け	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等 ・転倒防止もしくは移動動作に資することを目的として設置するもの ・形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なもの
②段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各客間の床の段差 ・玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜の解消 <p>例) 敷居を低くする スロープの設置 浴室の床のかさ上げ等</p>
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<p>居室：畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更 浴室：床材の滑りにくいものへの変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更</p>
④引き戸等への扉の取り替え	<p>扉全体の取替え（開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等へ取り替え）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含む。</p> <p>引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合、動力部分は含まない。</p>
⑤洋式便所等への便器の取替え	<p>和式便器を洋式便器に取替え、既存の便器の位置や向きの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに洋式便器である場合の暖房と洗浄機能の付加は対象外 ・非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合、水洗化または簡易水洗化の部分は含まない。
⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	<ol style="list-style-type: none"> 1)手すりの取付けのための壁の下地補強 2)浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 3)床材変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 4)扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 5)便器の取替えに伴う給排水工事(水洗化等除く)、床材の変更

5 支給可能額算定の例外に係る取扱い

▶要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合（3段階リセット）

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、次表に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上重くなった場合に、再度20万円まで支給可能です。ただし、3段階リセットは1回しか適用されません。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2 又は 要介護1
第1段階	要支援1 又は 経過的要介護

注) 上表で示されている通り、要支援1から要介護2となった場合、要介護等状態区分は3段階あがるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっておらず、3段階リセットは適用されない。

▶転居した場合（転居リセット）

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能です。

3段階リセットは転居後の住宅のみに着目して適用されます。（転居リセットが優先）

転居前の住宅に再び転居した場合は転居前の住宅に係る支給状況が復活します

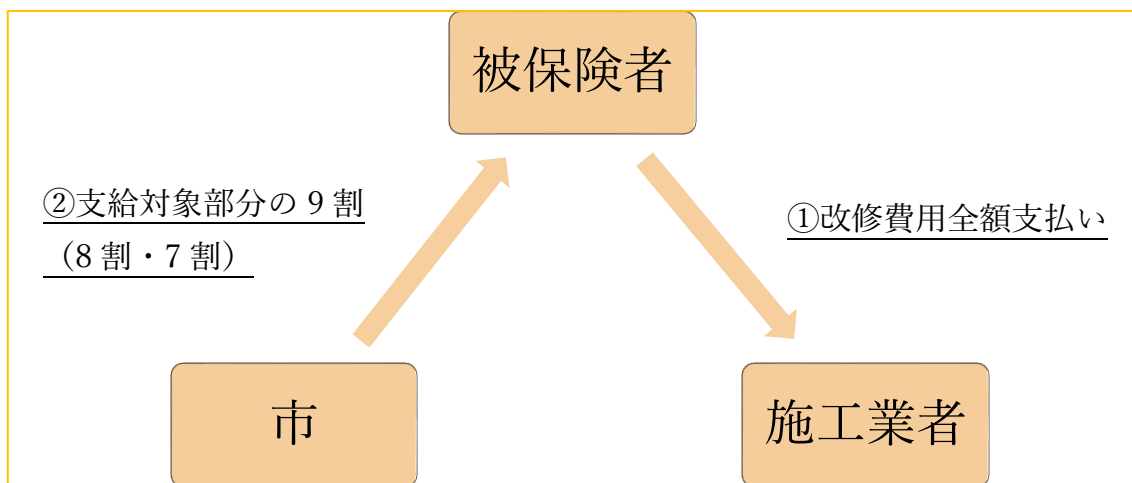
注) 同一住所に住宅を立て直した場合は転居リセットの対象外です。

6 支払方法

支払方法には、「償還払い」と「受領委任払い」の2種類があります。原則として償還払いとなりますが、受領委任払いをご希望の場合は、各施工業者へお問い合わせください。

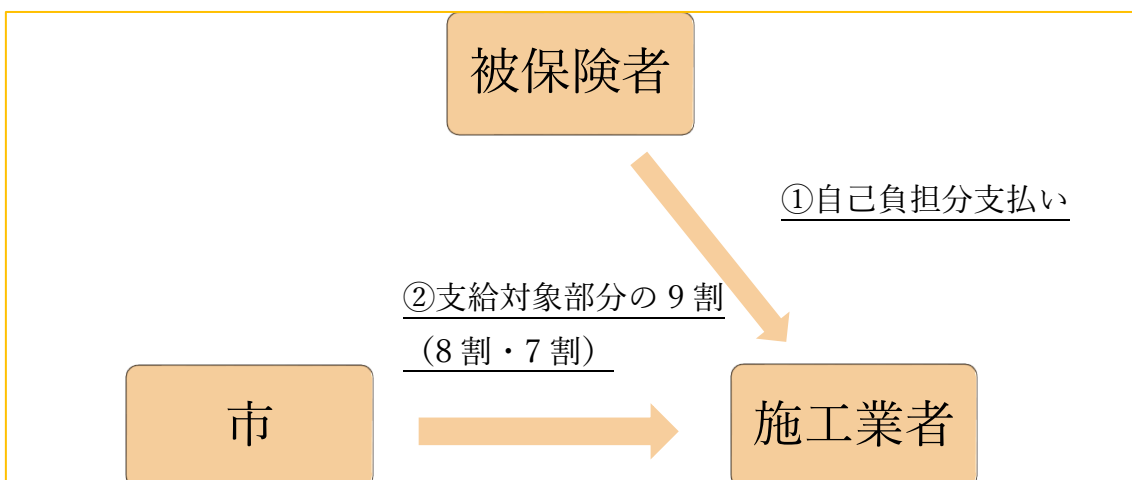
▶ 償還払い

被保険者が施工業者へいったん改修費用を全額自己負担でお支払いいただき、後日市から被保険者へ、支給対象部分の9割(8割・7割)を支給します。

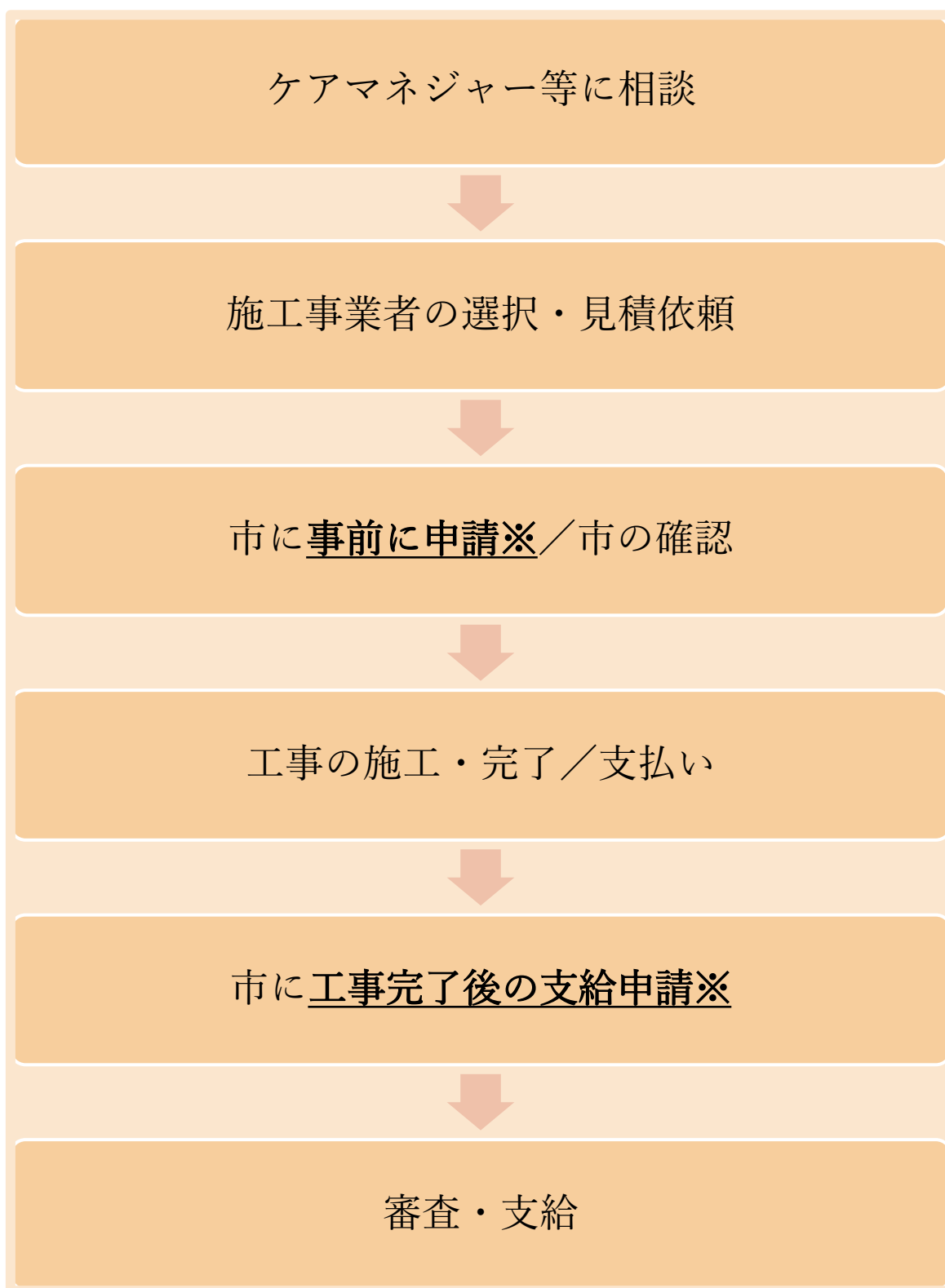


▶ 受領委任払い

介護保険支給対象の住宅改修費の請求及び受領に関する権限を被保険者から施工業者に対して委任することにより、被保険者は自己負担分(1割~3割)のみ施工業者へ支払い、施工業者が残りの給付分の支払いを被保険者に代わって市に請求することができる方法です。



7 住宅改修の流れ



※次頁以降を参照

8 事前申請

▶ 提出書類について

住宅改修の事前申請時には、以下の書類を提出してください。

事前申請前に工事を着工している場合は支給対象となりません。

①介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書

1) 被保険者の状況等について

被保険者証、負担割合証を確認すること

- ・被保険者氏名・被保険者番号・生年月日・要介護度・認定有効期間
- ・負担割合
- ・居住している住所（住民票の住所）

2) 住宅の所有者と本人との関係

- ・本人と異なる場合は、各種承諾書（個人所有・賃貸・所有者死亡の場合）が必要
- ・また、市営住宅の場合は、市建築課へ事前に相談の上、建築課が発行する承諾書が必要

3) 改修の内容・箇所・規模

4) 施工業者

5) 改修費用

6) 申請者 原則、被保険者本人の住所・氏名を記入

（事後申請日時点で、申請者が死亡している場合は、相続人の住所・氏名）

7) 支払方法の選択

償還払いを選択する場合で、振込先が申請者と異なる場合は、委任状が必要
（償還払いを選択する場合で、申請者が死亡したことにより相続人が受取る場合は、請書が必要）

受領委任払いを選択する場合は、受領委任届が必要

②住宅改修が必要な理由書

居宅介護支援事業所の介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、福祉住環境コーディネーター2級以上、作業療法士等の有資格者が被保険者の身体状況に応じて作成したもの。

・利用者の身体状況や日常生活上の問題点、その問題点に対し当該住宅改修においてどのように改善しようとするのかなど、具体的に記載されていること。

③住宅改修工事の見積書（内訳書）

工事内容がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等が適切に区分されており用途がわかること。

※「手すり設置工事一式」や「段差解消工事一式」等の表記は不適當。

介護保険の対象になる改修工事以外も同時に行う場合には、介護保険支給対象となる部分の抽出、按分等適切な方法により対象部分の費用を明示すること。

④住宅改修工事を予定している箇所の事前写真

・写真内に日付が入っていること

※黒板や紙などに日付を記入して写真を撮影するか、カメラの日付機能を使用して写真を撮影してください。（写真上及び写真欄外への手書き及びパソコンに映り込んだ写真への画像加工による日付記入は不可）

・改修の箇所ごとにその改修部分が明確になるよう撮影されたもの

・改修予定箇所の周辺の様子が確認できるように撮影されたもの（設置理由となるもの（扉・段差・便器等）や反対側の様子も確認できること）

・改修予定箇所については、写真上に図等で改修後のイメージを記入すること

⑤平面図やカタログ（必要な場合に添付）

・日常生活導線上に複数箇所手すりを設置する場合等は、家全体の平面図上に改修箇所を記入すること

・システムバスや、滑りにくい床材などでメーカー製品を使用する場合は、仕様、寸法などがわかるカタログ等を資料として添付すること

▶ 事前申請に対する承認について

現在、防府市では事前申請受理後に受理通知および住宅改修承認書等を発行していません。提出された書類をもとに、市が介護保険の給付対象として適当な改修かを確認し、事前申請書を受付けた時点で、工事を着工していただいて問題ありません。

▶ 改修内容の変更について

見積金額や工事内容を変更する場合には、軽微なものであっても必ず市までご連絡ください。また、改修内容に変更が生じた際には、変更後の内容に修正した書類を提出してください。

9 事後申請

▶ 提出書類について

住宅改修工事完了後、以下の書類を提出し、着工日・完成日を申請書に記入してください。

①工事内訳書

内訳においては、工事内容がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等が適切に区分されており用途がわかること。

※「手すり設置工事一式」や「段差解消工事一式」等の表記は不適當。

介護保険の対象になる改修工事以外も同時に行う場合には、介護保険支給対象となる部分の抽出、按分等適切な方法により対象部分の費用を明示すること。

②改修工事終了後の写真

- ・写真内に日付が入っていること
- ・改修前の写真と同じ位置から撮影していること
- ・すべての改修箇所の改修前と改修後が比較できるように貼り付けてあること

③住宅改修に要した費用に係る領収書（原本）

- ・宛名は申請者のフルネームで記載
- ・領収証年月日は工事完成日以降であること
- ・償還払い：改修費用＝領収金額
- ・受領委任払い：利用者負担額（改修費用×負担割合（+超過分））
- ・領収金額が5万円以上の場合には収入印紙を貼付すること

▶ 住宅改修の支給申請の時効について

代金支払日（領収日）から起算して2年で時効となりますので、工事完了後、速やかに支給申請を行ってください。

▶ 負担割合について

領収日時点における負担割合を適用します。

例1) 事前申請が7月31日以前（1割）、領収日が8月1日以降（2割）の場合 → 8月1日以降の負担割合（2割）の適用

例2) 事前申請が7月31日以前（1割）、領収日が7月31日以前の場合 → 7月31日以前の負担割合（1割）の適用

▶ 支給額及び利用者負担額について

支給額は小数点未満切捨て(利用者負担額は小数点未満切上げ)となります。

例1) 対象金額が29,658円で、本人負担が1割の場合

➔ $29,658 \text{ 円} \times 1 \text{ 割} = 2965.8$ (利用者負担額: 2,966円)

$29,658 \text{ 円} \times 9 \text{ 割} = 26692.2$ (支給額: 26,692円)

例2) 対象金額29,658円で、本人が1割の場合(住宅改修残額19,635円)

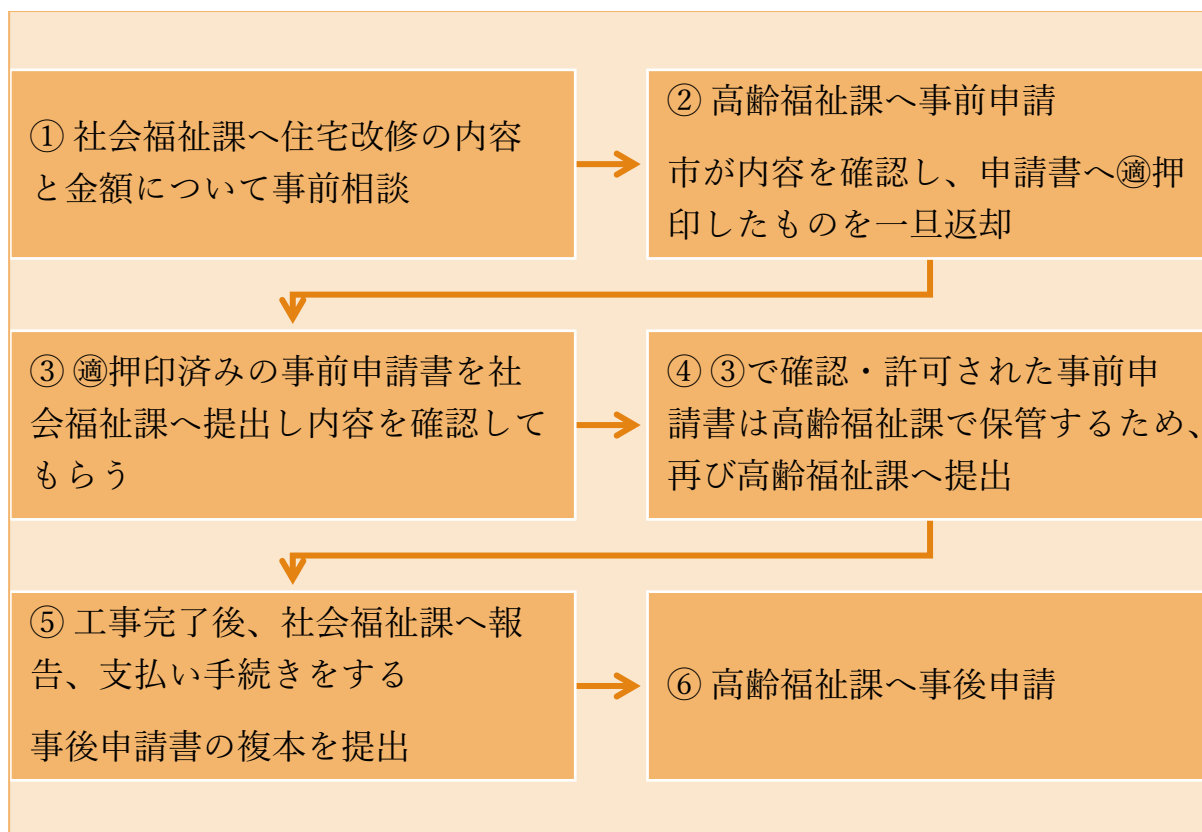
➔ $19,635 \text{ 円} \times 1 \text{ 割} = 1963.5$ (利用者負担額: 1,964円)

$19,635 \text{ 円} \times 9 \text{ 割} = 17671.5$ (支給額: 17,671円)

$29,658 \text{ 円} - 19,635 \text{ 円} = 10,023$ (超過分: 10,023円)

※受領委任払いの場合、領収金額は利用者負担額+超過分になるので、例2)の場合、11,987円の領収金額となる。

10 生活保護受給者の住宅改修の流れ



1 1 留意点

▶ 要介護認定申請中又は入院中や施設入所中の方について

介護認定申請中又は入院中や施設入所中の方でも事前申請による事前承認後の工事着工は可能です。その場合の工事完了後の支給申請は、認定決定されてから、退院・退所された後になります。（一時帰宅中の支給申請は認められません。）

そのため、認定結果が「非該当」の場合や、退院・退所できない場合については住宅改修の支給を受けることはできません。

事前承認を受けた後に、退院できず在宅生活への復帰の見込みがない場合等、改修工事を行わない場合は、市まで必ずご連絡ください。

▶ 被保険者が住宅改修中に死亡した場合

在宅の被保険者が、着工時点においては存命であったが、完了目前に死亡した場合においては、死亡時点で完成している部分に限り支給対象として申請可能です。

▶ 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険被保険者証に記載されている住所の改修が対象のため、被保険者証に記載の住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象外です。

▶ 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築（新たに居室を設けるなど）については、住宅改修の支給対象外です。ただし、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合や、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取替える場合等、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に該当するため、それらに係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となり得ます。また、改修理由が老朽化等によるリフォーム目的の場合についても支給対象外です。

▶ 同一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。ただし、同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち各被保険者の改修の範囲を明確にし、その範囲が重複しないように申請を行ってください。